



平成 21 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 ニッセイ同和損害保険株式会社
代表者名 取締役社長 立 山 一 郎
(コード番号 8759 東証・大証第1部)
問合せ先 総務部総務企画グループ長 橋村 浩樹
(TEL 03-5550-6381)

臨時株主総会の招集及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 9 月 30 日付でお知らせいたしましたとおり、株主総会の承認と関係当局の認可等を前提として、平成 22 年 4 月 1 日付で、三井住友海上グループホールディングス株式会社（以下、「三井住友海上HD」といいます。）との間で株式交換による経営統合を行い、平成 22 年 10 月 1 日付で、あいおい損害保険株式会社との間で同社を存続会社とする合併を行う予定であります。また、株式交換に際して定時株主総会の基準日の規定を削除する定款の一部変更を行う予定であります。

今般、平成 21 年 10 月 30 日開催の取締役会において、上記株式交換、合併、定款の一部変更を承認いただくための臨時株主総会を招集することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会の日程及び付議する議案

(1) 臨時株主総会の日程

平成 21 年 12 月 22 日

(2) 臨時株主総会に付議する議案

- ①第 1 号議案 当社と三井住友海上グループホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件
- ②第 2 号議案 当社とあいおい損害保険株式会社との合併契約承認の件
- ③第 3 号議案 定款一部変更の件

2. 定款変更の目的、内容及び日程

(1) 定款変更の目的

上記第 1 号議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生いたしますと、平成

22年4月1日をもって当社の株主は株式交換完全親会社であるMS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社（現三井住友海上HDが同日付で商号変更）1社となりますので、定時株主総会の基準日制度はその必要性を失うこととなります。これに伴い、現行定款第14条の定時株主総会の基準日に関する規定を削除するとともに、現行定款第15条以下の条数を各1条ずつ繰り上げるものであります。

なお、本定款変更は、本株式交換に係る株式交換契約が効力を失っていないことを条件として、平成22年3月30日をもって効力を発生するものといたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>定時株主総会の基準日</u>)</p> <p><u>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>	(削 除)
<p>第 <u>15</u> 条 ～ 第 <u>37</u> 条 (条文省略)</p>	<p>第 <u>14</u> 条 ～ 第 <u>36</u> 条 (現行どおり)</p>

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日：平成21年12月22日

定款変更の効力発生日：平成22年3月30日

以 上